

令和2年度 第10回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年1月6日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

13番 豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 52号	農地法第3条の申請について
議案第 53号	農地法第4条の申請について
議案第 54号	農地法第5条の申請について
議案第 55号	非農地証明願いについて
議案第 56号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
議案第 57号	非農地通知書の交付について
議案第 58号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 59号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 7号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和2年度第10回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(9時30分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と、 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、「議案第52号」から「議案第59号」までの8議案38件と、報告事項が提出をされております。慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。農業委員会事務局の です。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第52号」「農地法第3条の申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²ほか 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田 a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
 委員	<p>明けましておめでとうございます。</p> <p>昨年12月18日に 農地委員と事務局で現地を確認しました。</p> <p>申請地は、 から 方面に広がっている農地の一部であります。</p> <p>譲渡人の さんが、以前から農地を貸していた人が耕作できないということで、申請地の隣で耕地している さんに話したところ、話がまとまったそうです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は、以前から農地を貸していた人が耕作できなくなり、今回申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、 さんの所有農地は、これ以外に、約 aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p>

議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、経営規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番についても、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
阿部委員	<p>昨年の12月18日に、番号1番と同じように現地を確認しました。</p> <p>申請地は■■■■区の住宅団地を■■■■方面に■■■m進んだ、譲受人の自宅の近くにあります。</p> <p>譲渡人は■■■■さんで、相続で農地を取得しましたが、管理ができないため、今まで耕作していた■■■さんに譲り渡すということで話がまとまったそうです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に、約■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えております。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番については、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	<p>明けましておめでとうございます。</p> <p>昨年の12月17日に、■■■農地委員と事務局員とで現地を確認しました。</p> <p>申請地は、■■■■を■■■■方面に向かい、■■■■手前を左折し、約■■km進んだ場所にあります。</p> <p>申請の理由としては、■■■■さんが以前から耕作している■■■■さんに譲りたいとのことで話がまとまったようです。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>譲渡人は高齢で市外に住んでおり、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外にはありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の2ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は、畑■■■a。理由といたしましては、経営規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番につきましては、■■■■事務局から説明を求めます。
事務局	<p>本日、■■■■まず、場所の説明等をさせていただきます。</p> <p>昨年12月17日に、■■農地委員と■■農業委員と事務局員で現地を確認しました。</p> <p>申請地は、■■■■から■■■■に進み、その先の交差点を左折し約■■■m進んだ農地になります。</p> <p>譲渡人は、経営規模縮小を考えています。今回、申請地の隣に住んでいる譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に、約■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。経営面積は■■■aを超えませんが、農用地利用集積計画、9番、10番で申請されていますので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番につきましては、■■■■農業委員さんよりご意見があればお願いします。

<p>委員</p>	<p>おはようございます。明けましておめでとうございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>昨年12月18日に農地委員と事務局とで現地を確認いたしました。</p> <p>申請地は、の交差点から南へm進んだところですが、譲受人の実家の付近である農地になります。譲渡人はさん、相続で農地を取得しましたが、管理ができないため、譲受人の実家付近で農業を行っているさんと話がまとまったそうです。</p> <p>ご審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲渡人は高齢で市外に住んでおり、管理ができない状況です。今回申請地付近で農業を行っている、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、さんの所有農地は、これ以外に、約aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、「議案第52号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>なしの声あり。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なしの声あり。</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第52号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、「議案第53号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。事務局のです。本年もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書3ページをお願いします。</p> <p>「議案第53号」「農地法第4条の申請について」、農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積m²、合計筆のm²。申請内容、植林用地として。申請理由は、周囲を山林に囲まれていることによる生育不良、水はけも悪いため、杉を植え、山林として管理したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>

議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	<p>おはようございます。よろしく申し上げます。</p> <p>申請地は、航空写真にありますように、 から約 kmから kmぐらい入ったところの農地でありまして、周囲を山に囲まれております。今、申請者だけが生活しており、上は耕作放棄地、西側は 、 さんがつくった のみが農地という管理状態です。</p> <p>周囲をイノシシよけの金網、シカよけの金網をしています。それでもイノシシが入ってくるということで、電柵までして管理をしています。</p> <p> さんも高齢でこれ以上管理ができないため、山林として管理したいということで、申請をしたそうです。</p> <p>すぐ隣は山の境のような山奥の農地です。ぜひ皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>転用者の さんの職業は農業です。主に、稲作とシイタケを栽培しています。申請地は、南北を山に挟まれた谷あいであり、日当たりや水はけが悪く、イノシシ、シカの被害もあり、山林として管理するための転用申請です。</p> <p>なお、申請地の一部 m²につきましては、平成30年7月11日付、同用途の転用が許可されていますので、今回はその一部を除く m²の申請となります。</p> <p>立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。代替地の検討を行いました。候補地が耕作中、栽培中であることからこの地を転用し、管理することを決したようです。申請地は令和2年1月30日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>一般基準です。申請地は一部農地を除き山林に囲まれています。</p> <p>農地については、土地所有者から同意を得ており、転用に際し問題はありませぬ。計画については、申請地に約 本の杉を植える予定です。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関の「預金通帳の写し」が添付されており、確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、本申請は許可相当と考えられます。以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請内容、土地かさ上げとして。申請理由は、土地が隣接地に比べ低く、農業用機械の進入等耕作が困難であるため、かさ上げを行いたい。こちらは第2種農地、一時転用です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	昨年12月17日に 農地委員と現地確認を行いました。

	<p>現地は、■■■■と■■■■の間にある土地です。申請地の■■■は、■■■が今現在耕作をしているところの隣です。この申請地は■■■から■■■mぐらい下がったところにあります。そこで、かさ上げをして、■■■がつくっている■■■と同じくらいの高さに上げたいそうですので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>本転用目的は、所有する農地に盛土しかさ上げをすることにより、耕作を容易にするための一時転用であり、土は付近で施工中の公共工事の発生土を受け入れます。</p> <p>立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>代替地の検討も行っていますが、休耕中であった申請地を耕作したいとの思いからこの地に決定したようです。</p> <p>一般基準です。申請地の北側は■■■、南側は■■■、西側は■■■、東側は■■■。農閑期にかさ上げを実施予定のため、隣接地に害はないと考えます。</p> <p>計画の概要です。申請地を■■■mから■■■mかさ上げを行う。発生土を約■■■m³搬入予定で、遅滞なく農地として復元されることについても確実です。</p> <p>費用につきましては自ら施工するため発生しません。許可申請書にその旨明記されています。</p> <p>以上により、立地基準、一般基準並びに一時転用許可基準を満たしているため、本申請は許可相当と考えられます。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第53号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第53号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第53号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第54号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書4ページをお願いします。</p> <p>「議案第54号」「農地法第5条の申請について」、農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■m²、合計■■■筆の■■■m²。申請内容、兼用住宅として。申請理由は、■■■■の生産を新規に行うため、申請地を取得し、作業施設を兼ねた住宅を建築し移住したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>

議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
倉永委員	<p>明けましておめでとうございます。よろしく申し上げます。</p> <p>昨年の12月16日に、 農地委員と事務局とで確認をいたしました。</p> <p>現地は、前の のところの信号から、 mほど 区のほうに入った市道沿いにある土地になります。この土地は耕作をしていなくてずっと荒れていた状況でありました。このたび さんが を退職し、 をつくらうということで、 さんのハウスを継続して使わせてもらい、ここに家を建てて に引っ越したいということでもあります。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の さんは 、現在 に居住しています。</p> <p>転用の目的は、 の生産を新規に行うため、申請地を取得し、作業施設を兼ねた住宅を建築し移住することです。</p> <p>立地条件です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。代替地の検討を行ったようですが、予算の都合上この地に建築を決めたようです。</p> <p>この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の北側、西側は 、東側は 、南側は にそれぞれ接しており、農地所有者から転用に関する同意書が提出されており、営農上の問題はありません。</p> <p>新築計画です。申請地の m²に、1階床面積 m²、約 坪の住宅建築を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、雨水・生活排水ともに市道側溝へ接続予定です。生活排水は合併処理浄化槽を経由します。一部排水管が自己所有以外の土地に埋設されますが、同意を得られています。また、排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、本申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、 、 、 、 、転用者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。申請内容、一般住宅として。申請理由は、現在家族 人でアパート暮らしですが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、住宅を新築し居住したい。こちらは、第3種農地、追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	2番について説明します。

	<p>昨年の12月18日に農地委員と事務局で現地を確認しました。</p> <p>申請地は、から北西に約mほど行った、の付近に位置する土地です。</p> <p>転用者はさんで、一般住宅を建築したいということです。</p> <p>ここは、転用する事ができる土地であり、現在、駐車場として使用していたことについては問題ないため、農地委員と協議し、許可相当であると判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>転用者のさんはで区のアパートにご家族で生活されています。</p> <p>転用の目的は、子供の成長に伴いアパートが手狭になったことから、申請地を購入し一般住宅を建築するものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地は、原則、転用許可ができる農地で、農用区域外の土地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側、北側は、南側は及び、西側はにそれぞれ接しており、農地所有者から転用の同意を得ており、転用に問題はありません。</p> <p>新築計画です。申請地のm²に、1階床面積m²、約坪の一般住宅建築を計画しています。</p> <p>排水計画ですが、敷地内排水は北側の市道側溝へ接続・生活排水は公共下水道へ接続します。排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの「融資可能証明書」が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、本申請は許可相当と考えられます。</p> <p>なお、土地所有者が無断で駐車場として利用していたため、追認案件となっております。これにつきましては始末書が提出されています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>番号3番、申請人、土地所有者、区、、転用者、、。</p> <p>申請の土地、大字字、地番、地目、地積m²、合計筆のm²。</p> <p>申請内容、太陽光発電施設として。申請理由は、現在休耕地で、土地の有効活用を考え、太陽光発電施設建設を計画した。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局より説明、許可基準をお願いします。</p>
事務局	<p>現地を、昨年の12月17日に農業委員と農地委員とで確認をしました。</p> <p>場所の説明をします。申請地はから北西へ約km、のと</p>

	<p>いうところで、■■■■から行くと■■■■向かう途中にあります。</p> <p>申請地は、以前から休耕中で、■■■■</p> <p>■■■■。■■■■農業委員、■■■■農地委員に、転用の詳細についてご説明し、問題ないであろうと了承をいただいております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて、許可基準についてお願いします。</p>
事務局	<p>転用者の■■■■は太陽光発電事業を行うことを検討しており、代表者である■■■■さんが所有する土地を経済的リスクが回避可能と判断し、会社と■■■■さんが20年間の土地賃貸借契約を締結し申請地に■■■■を設置する計画です。</p> <p>立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>申請地は、令和2年9月1日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。代替地の検討も行っていますが、費用面からこの土地に決定したようです。</p> <p>一般基準です。申請地の南側は水路、東側は■■■■、西側は■■■■であるが■■■■、北側は■■■■に接しています。</p> <p>整備計画です。申請地の■■■■m²に、パネル■■■■枚、最大出力■■■■kWの太陽光発電施設を計画しています。計画での出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを経由することにより、出力は■■■■kWとなり、九州電力との50kW未満の低圧契約に相違ありません。また、九州電力との系統連携契約に関する書面も提出されています。</p> <p>付近の土地に対する被害防除策としては、現状の形状を利用し、土砂流出防除として周囲に土羽を設置します。</p> <p>排水は土地の勾配を北東にとり集水枡を設置、排水管から河川へ放流します。関係者、各関係機関との協議も終えています。</p> <p>資金計画につきましては、融資及び自己資金で賄うようです。金融機関発行の融資証明書、残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、本申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第54号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第54号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>

議長	次に、「議案第55号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	では、議案書6ページをお願いします。 「議案第55号」「非農地証明願いについて」、農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■m ² 、合計■■■筆の■■■m ² 。申請地の状況、住宅敷地。転用または耕作放棄された理由、祖父が昭和■■年頃隣接地に居宅を新築した際、申請地を進入路として利用し、倉庫を建て、昭和■■年頃父が居宅を新築し、現在に至っている。 以上です。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	明けましておめでとうございます。よろしく申し上げます。 昨年の12月22日に、■■■■農地委員と現地を確認いたしました。 申請場所は、■■■■から東へ■■■kmぐらい、■■■■にあります。 申請地は、居宅、車庫の進入路であり、今後、地目を変更するというので、無断転用についても始末書が提出されているため、■■■■農地委員と協議し、問題ないと判断いたしました。 よろしくご審議、お願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。 現地を昨年の12月22日、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請地は、住宅の敷地となっております。理由としましては、昭和■■年頃申請者の祖父が隣接地に住宅を建築した際、農地転用手続を行わず進入路として利用し、倉庫を建て、その後昭和■■年頃父が住宅を新築したようです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。 本件は、証明書発行基準第4の5に該当し、農地法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みであり、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更登記を行い、宅地として管理するとのこと。 以上です。
議長	只今、「議案第55号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第55号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第55号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。

議長	次に、「議案第56号」「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>おはようございます。本年もよろしくお祈いします。</p> <p>議案書7ページをごらんください。</p> <p>この決議の提案についてですが、昨年度より本県および全国的にも農業委員が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農業委員会組織への信頼を大きく損なうこととなりました。</p> <p>このことを踏まえ、杵築市農業委員会としましても、改めて綱紀肅正の徹底を図っていくこととし、今回の決議を提案いたしました。</p> <p>読み上げて、ご提案いたします。</p> <p>「議案第56号」「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和3年1月6日。</p> <p>杵築市農業委員会。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第56号」「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第56号」「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」は、これを採択することにご異議ございませんか。採択される方は拍手をお願いします。
各委員	拍手多数。
議長	拍手多数でありますので、「議案第56号」「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）について」は、採択することに決めます。
議長	次に、「議案第57号」「非農地通知書の交付について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書8ページをごらんください。</p> <p>非農地通知書の交付について。</p> <p>農地利用状況調査において、農地法第2条第1項に規定する農地に「該当しない」と判断した下</p>

	<p>記の農地に対し、非農地通知書を交付してよいか意見を求める。</p> <p>「農地に該当しない」と判断した農地です。地区ごとの詳細については読み上げを省略させていただきます。</p> <p>杵築地域合計■■■筆、■■■■■■■■m²。 山香地域合計■■■筆、■■■■■■■■m²。 合計■■■筆、■■■■■■■■m²です。</p> <p>農地に「該当しない」と判断した理由ですが、利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれないためです。</p> <p>詳細についてはお配りしている別添の資料をごらんください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第57号」「非農地通知書の交付について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第57号」「非農地通知書の交付について」は、交付することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第57号」「非農地通知書の交付について」は、これを交付することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第58号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の10ページをごらんください。</p> <p>「議案第58号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、借人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²。設定期間■■年新規で、借人の経営面積は田■■■aです。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、借人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■■m²ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²。設定期間■■年新規で、借人の経営面積は田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、■■■■■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■■m²ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、貸人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、■■■■■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、■■■■■■■■区、■■■■■■■■、■■■■■■■■、借人、■■■■■■■■</p>

区、歳。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間は年新規で、借人の経営面積は田のみa。

続きまして、番号7番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。

続きまして、議案書12ページをごらんください。

次の番号8番、申請人、貸人、区、歳。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間年再設定、借人の経営面積は田a、畑a、計a。

続きまして、番号9番、申請人、貸人、区、。借人、区、歳。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間年新規で、借人の経営面積は畑のみa。

続きまして、番号10番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。

続きまして、番号11番、申請人、貸人、区、。借人、区、歳。申請の土地になります、大字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間年新規で、借人の経営面積は田a、畑a、計a。

続きまして、番号12番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間は年再設定であります。

続きまして、番号13番、申請人、貸人、区、。借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号14番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 、合計筆の m^2 。

続きまして、議案書14ページをごらんください。

番号15番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。設定期間は年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号16番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。

続きまして、番号17番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 ほか筆、合計筆の m^2 。

続きまして、番号18番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 、合計筆の m^2 。

続きまして、番号19番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 、合計筆の m^2 。

続きまして、番号20番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積 m^2 、合計筆の m^2 。

続きまして、番号21番、申請人、貸人、区、。申請の土地になります、大

	<p>字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■m²ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■m²。 続きまして、番号22番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、 大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■m²ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■m²。 続きまして、議案書16ページをごらんください。 番号23番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■ ■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■m²ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■m²。 続きまして、番号24番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大 字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■m²、合計■■■筆の■■■m²。 公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸付けは、合計■■■筆、■■■m²。貸し手農家数■■■戸、 借り手■■■戸。利用権設定面積は、全部で■■■m²です。 以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第58号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」、事務局より説明がござい ましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第58号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営 基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第58号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」 は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第59号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事 務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の17ページをごらんください。 「議案第59号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推 進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求める。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、 借受人、■■■区、■■■、■■■歳。対象農地は、大字■■■筆、■■■m²、大字■■■筆、■■■m²。 続きまして、借受人、■■■区、■■■、設立■■ 年。対象農地は、■■■筆の■■■m²。 次の18ページから21ページまでが、先ほど審議していただいた農用地利用集積計画の番号13 番から番号24番までの農地中間管理機構に貸付けた土地を、農地中間管理機構から17ページの 方々に貸付ける土地の一覧になります。 詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明を省略さ せていただきます。 以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第59号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明が ございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第59号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農 地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とするこ</p>

	とにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第59号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第7号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>それでは、議案書22ページをごらんください。</p> <p>「報告第7号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借人、 区、 。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きますして、番号2番、申請人、貸人、 区、 、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地は、先ほどと同じです。理由も同じであります。</p> <p>続きますして、番号3番、申請人、貸人、 区、 、 、借人、 、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²ほか 筆、合計 筆の m²。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和2年度第10回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時26分：終了)